地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年6月26日

横浜市契約事務受任者 道路局長 田中 洋介

- 1 契約の概要 水道道跨線人道橋エレベーター1号機1階乗場扉防犯窓修繕
- 2 履行(納品)場所 西区西平沼町8番地先
- 3 契約日 令和6年5月18日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年6月28日
- 5 契約金額149,941 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 13,631 円)
- 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市西区高島一丁目1番2号 株式会社 日立ビルシステム 横浜支社 支社長 近藤 崇司
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年5月18日の水道道跨線人道橋エレベーター1号機1階乗場扉防犯窓が破損したため、安全上の措置として、エレベーターの利用停止が必要となりました。当該エレベーターの利用停止が長期化すると、利用者に多大な影響を及ぼすため、防犯窓修繕の緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターの点検保守会社である株式会社日立ビルシステム以外では防犯窓の修繕が不可能であるため。

9 所管課 道路局道路部施設課